

第 17 回

大阪市路上喫煙対策委員会

資 料

平成24年12月21日

大阪市環境局

目 次

(1) 事業報告及び事業計画について

過料処分件数の推移について	2
過料処分件数の内訳について(平成23年度)	3
過料処分にかかる違反内容等について	4
定点調査結果(路上喫煙率)	5
喫煙設備の利用状況	12
普及啓発について(平成23年度)	13
普及啓発について(平成24年度)	14
「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について	15
平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加団体の更新について(17団体)	21
「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体の新規募集の通年化について(案)	22

(2) 諮問「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について(別冊)

<参考>

大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿	23
大阪市路上喫煙の防止に関する条例	24
大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則	25
大阪市路上喫煙対策委員会規則	26
たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱	27

(1) 事業報告及び事業計画について

過料処分件数の推移について

	過料処分件数							指導 無視 (外数)
			現金徴収		納付書交付件数			
	年間(A)	月平均	年間(B)	B/A(%)	年間(C)	納付(D)	D/C(%)	
平成19年度 (10月～3月)	4,359	727	3,980	91.3	379	141	37.2	412
平成20年度 (4月～3月)	9,202	767	8,846	96.1	356	156	43.8	119
平成21年度 (4月～3月)	11,411	951	11,311	99.1	100	43	43.0	20
平成22年度 (4月～3月)	8,237	686	8,145	98.9	92	38	41.3	3
平成23年度 (4月～3月)	6,255	521	6,164	98.5	91	37	40.7	13
総累計	39,464	731	38,446	97.4	1,018	415	40.8	567

過料処分件数の月別内訳について(平成23年度)

	過料処分件数					指導無視 (外数)
	月間(A)=(B)+(C)	現金徴収		納付書交付		
		月間(B)	B/A(%)	月間(C)	C/A(%)	
平成23年4月	625	612	97.9	13	2.1	5
平成23年5月	715	699	97.8	16	2.2	7
平成23年6月	601	595	99.0	6	1.0	0
平成23年7月	621	613	98.1	8	1.3	0
平成23年8月	580	574	99.0	6	1.0	0
平成23年9月	383	379	99.0	4	1.0	0
平成23年10月	347	340	98.0	7	2.0	0
平成23年11月	432	425	98.4	7	1.6	0
平成23年12月	532	527	99.1	5	1.0	0
平成24年1月	491	483	98.4	8	1.6	0
平成24年2月	470	463	98.5	7	1.5	0
平成24年3月	458	454	99.1	4	0.9	1
平成23年度累計	6,255	6,164	98.6	91	1.5	13

過料処分にかかる違反内容等について

違反内容 39,464件(100%) (H19.10.1~H24.3.31の総累計)		
歩行喫煙	立ち止まっでの喫煙	その他(自転車等)
25,020(63.4%)	8,602(21.8%)	5,842(14.8%)

違反者の住所地 39,464件(100%) H19.10.1~H24.3.31			
大阪府内 15,581件(39.5%)		大阪府外	不明
大阪市内	大阪市外		
8,152(20.7%)	7,429(18.8%)	8,240(20.9%)	15,643(39.6%)

定点調査結果(路上喫煙率)

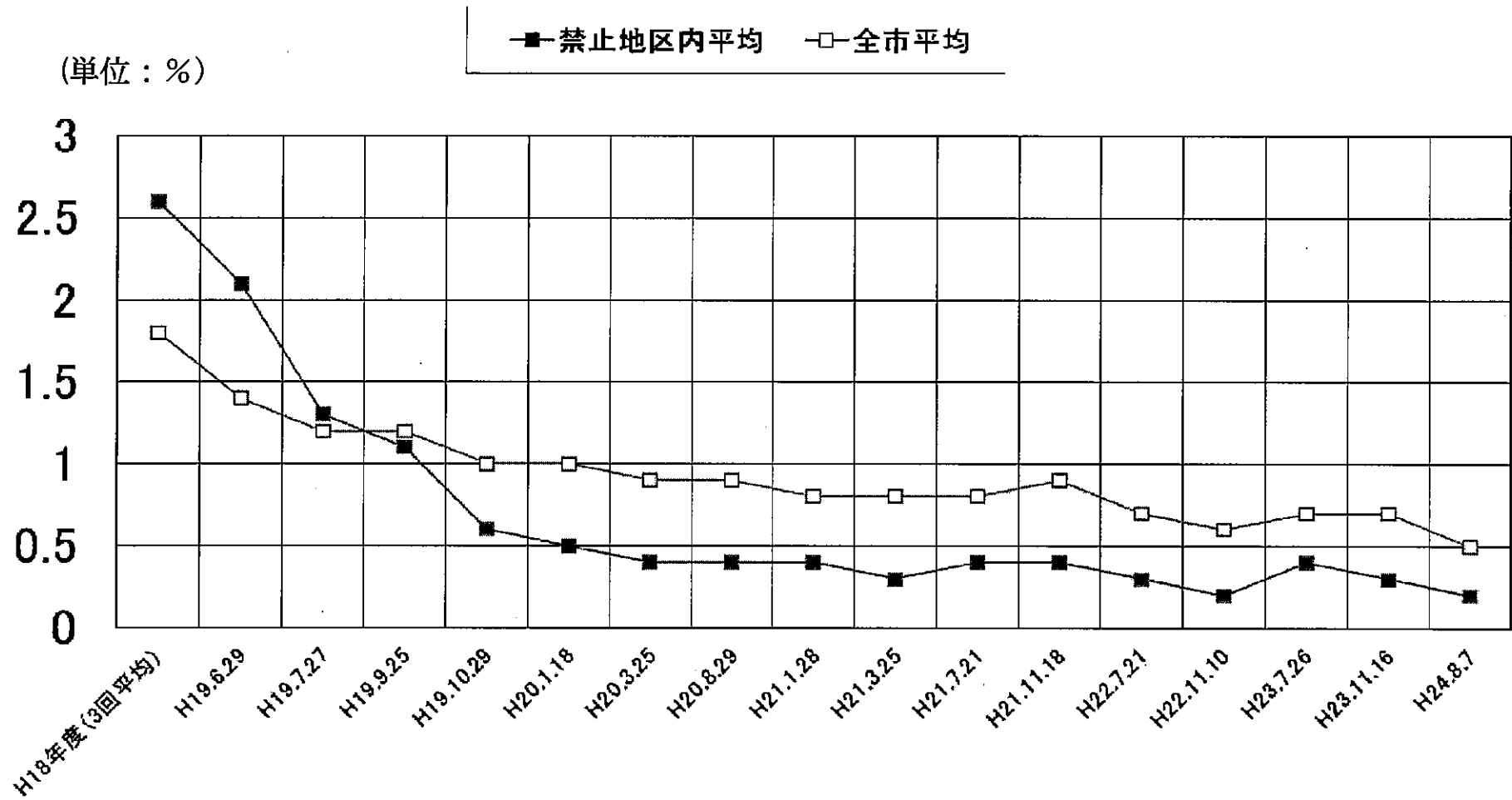
一日4回実施 7:30～ 9:00 11:30～13:00
(計6時間) 14:30～16:00 17:30～19:00

(単位:%)

【禁止地区内】	平成18年度	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	平均 (3回実施)	6月29日 (禁止地区 指定前)	7月27日 (禁止地区 指定後)	9月25日 (過料徴収 実施前)	10月29日 (過料徴収 実施後)	1月18日 (3ヶ月経過)	3月25日 (約6ヶ月後)	8月29日 (約11ヶ月 後)	1月28日 (約16ヶ月 後)	3月25日 (約18ヶ月 後)	7月21日 (約22ヶ月 後)	11月18日 (約26ヶ月 後)	7月21日 (約34ヶ月 後)	11月10日 (約38ヶ月 後)	7月26日 (約46ヶ月 後)	11月16日 (約50ヶ月 後)	8月7日 (約59ヶ月後)
淀屋橋 交差点	1.3	0.7	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
中央公会堂 前交差点	3.0	2.4	1.9	2.5	1.0	1.0	1.6	0.8	1.0	0.5	1.3	0.9	0.4	0.6	0.4	0.6	0.3
本町3丁目 交差点	3.7	1.6	1.0	0.7	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
新橋 交差点	1.7	2.4	1.1	0.8	0.3	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.6	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
難波東口 横断歩道	2.0	1.1	0.9	1.0	0.9	0.8	0.6	0.5	0.7	0.4	0.4	0.8	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2
南海難波駅 北側三角地	7.1	8.0	4.8	4.0	1.5	1.3	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0	0.6	0.7	0.4	0.9	0.6	0.8
上記6地点 平均	2.6	2.1	1.3	1.1	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
全市平均	1.8	1.4	1.2	1.2	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7	0.5

※路上喫煙率:(喫煙者数÷通行者数)×100 小数第2位を四捨五入

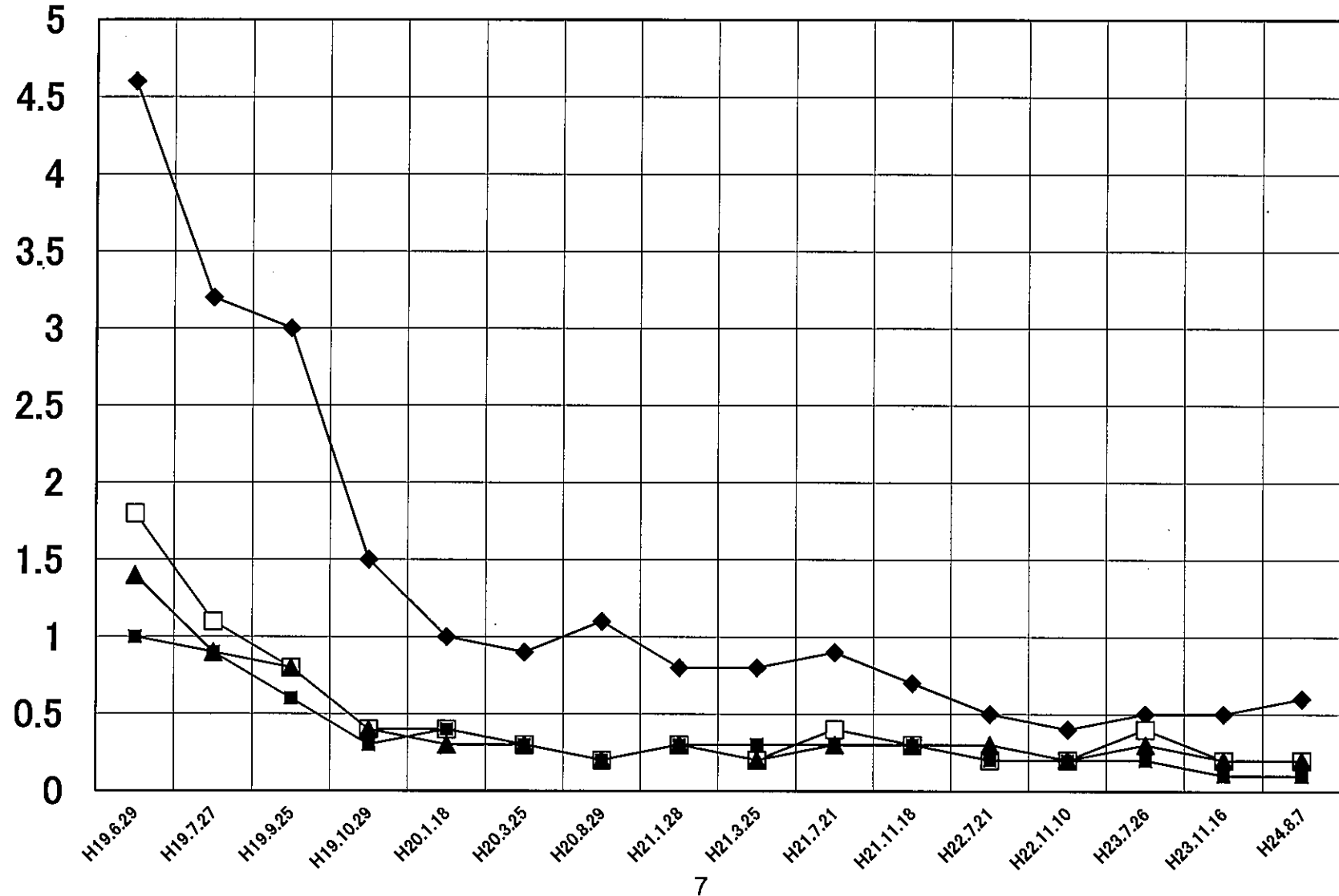
定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内平均と全市平均」



定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内調査時間帯別推移」

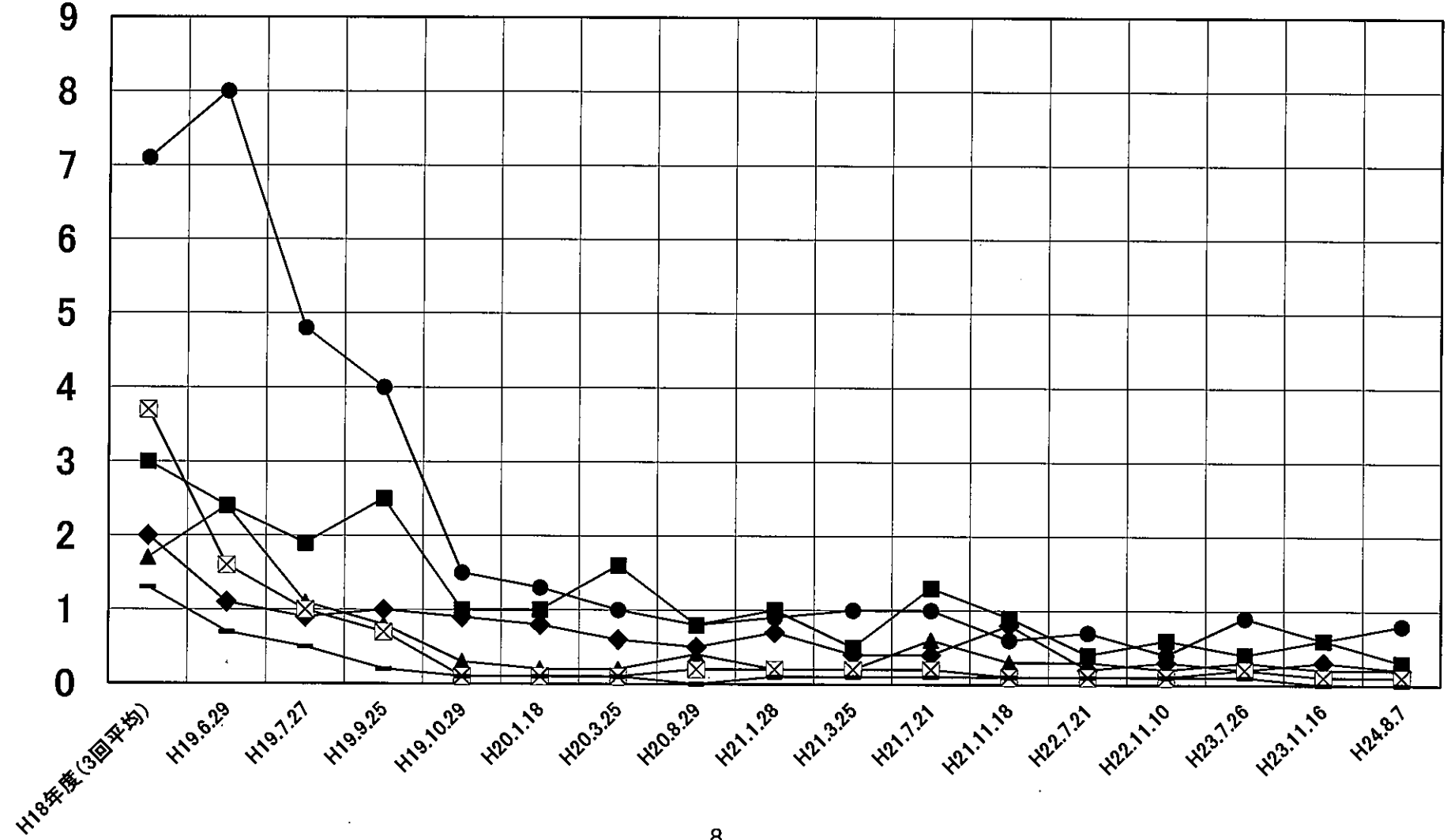
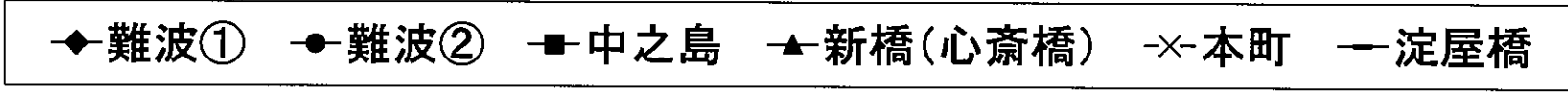
(単位：%)

◆朝 □正午 ▲昼 ■夕方



定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内地点別推移」

(単位：%)



定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移①」

単位 %	路上喫煙禁止地区(6地点平均)															
	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	3/25	8/29	1/28	3/25	7/21	11/18	7/21	11/10	7/26	11/16	8/7
朝	4.6	3.2	3.0	1.5	1.0	0.9	1.1	0.8	0.8	0.9	0.7	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6
正午	1.8	1.1	0.8	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2
昼	1.4	0.9	0.8	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
夕方	1.0	0.9	0.6	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
平均	2.1	1.3	1.1	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2

単位 %	駅前(17地点平均)															
	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	3/25	8/29	1/28	3/25	7/21	11/18	7/21	11/10	7/26	11/16	8/7
朝	2.0	1.8	1.5	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	0.8	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7
正午	1.5	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.8	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5
昼	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	0.4	0.4
夕方	0.8	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7	0.4	0.3
平均	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5

定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移②」

単位 %	ターミナル(10地点平均)															
	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	3/25	8/29	1/28	3/25	7/21	11/18	7/21	11/10	7/26	11/16	8/7
朝	1.9	1.9	1.6	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	0.8	1.0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
正午	1.3	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5
昼	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.6	0.3	0.8	0.3	0.3
夕方	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.7	0.3	0.2
平均	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.4	0.7	0.4	0.4

単位 %	ビジネス街(8地点平均)															
	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	3/25	8/29	1/28	3/25	7/21	11/18	7/21	11/10	7/26	11/16	8/7
朝	1.8	1.6	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0	0.8	1.0	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4
正午	1.4	1.1	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4
昼	1.2	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.8	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
夕方	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2
平均	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3

定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移③」

	商店街(7地点平均) (単位%)															
	平成19年度						平成20年度			平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	6/29	7/27	9/25	10/29	1/18	3/25	8/29	1/28	3/25	7/21	11/18	7/21	11/10	7/16	11/16	8/7
朝	3.4	2.8	2.8	3.0	2.8	3.0	2.4	2.8	2.6	2.0	2.4	1.2	1.9	1.6	1.7	1.5
正午	1.3	0.8	1.0	0.7	1.0	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
昼	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.7	0.4	0.6	0.9	0.4	0.3	0.4	0.4	0.2
夕方	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.8	0.4	0.4	0.4	0.5	0.2
平均	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	1.0	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.6	0.6	0.4

喫煙設備の利用状況

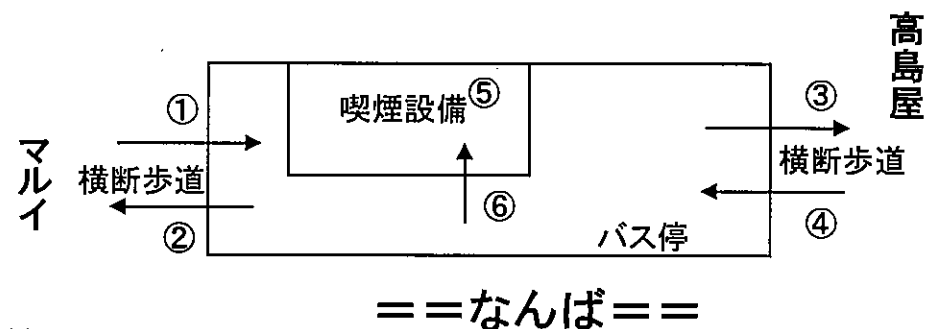
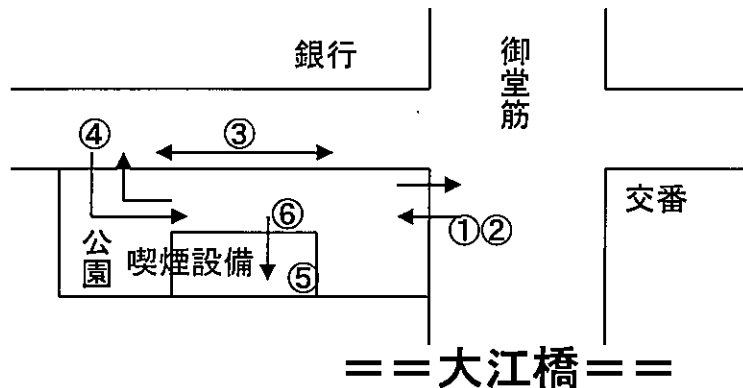
調査日:平成24年8月7日(火)

4回実施 7:30~9:00 11:30~13:00

(計6時間) 14:30~16:00 17:30~19:00

()内は、前回調査時(平成23年11月16日)の利用状況である。

	①②③④	⑤	⑥	$\frac{⑤+⑥}{①②③④} \times 100$
	通行者数	喫煙所でたばこに火をつけ、火を消した人の数	吸いながら喫煙所に入ってきて、火を消した人の数	喫煙所の利用率
大江橋	1,101 (690)	390 (394)	15 (18)	36.7% (59.7%)
なんば	13,962 (14,839)	1,117 (1,425)	86 (20)	8.6% (9.7%)



平成23年度の普及啓発について

○ イベント等

各種イベントでポケットティッシュの配布等を実施し、啓発活動を行った。

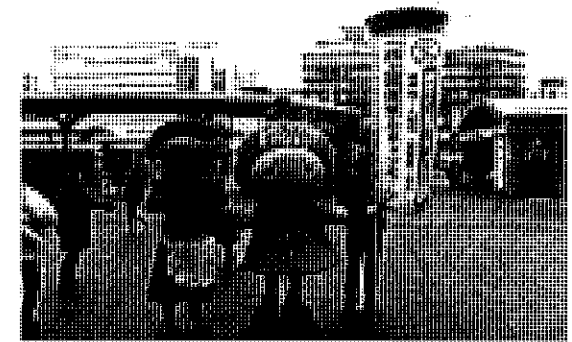
- ・ 御堂筋オープンフェスタ(5/8)
- ・ ECOフェスティバル ガレージセール・イン・OSAKA TOWN(10/8)
- ・ 御堂筋Kappo(10/9)
- ・ 路上喫煙防止四都市(大阪・京都・神戸・堺)合同街頭啓発キャンペーン(1/20)
- ・ 日本橋ストリートフェスタ(3/20)など

○ 広報

- ・ 禁止地区大看板・路面シール増設
- ・ 地下鉄駅構内広報版のポスター掲示
- ・ 地下鉄階段広告(淀屋橋、本町、心斎橋、なんば、梅田、西梅田、東梅田)
- ・ 市政だより・区広報紙 など

○ ポスター等作成枚数

- | | |
|-------------|----------|
| ・ ポスター | 10,000枚 |
| ・ ちらし | 13,000枚 |
| ・ ポケットティッシュ | 312,000個 |
| ・ のぼり | 600本 |
| ・ たすき | 500本 |
| ・ ごみ袋 | 15,000枚 |



路上喫煙防止四都市合同街頭啓発
キャンペーン(24. 1. 20 京都市)

日本橋ストリートフェスタ「萌(燃)えるごみ袋」
(24. 3. 20 日本橋筋商店街)

平成24年度の普及啓発について

○ イベント等

各種イベントでポケットティッシュの配布等を実施し、啓発活動を行っている。

- ・ 御堂筋オープンフェスタ(5/13)
- ・ ECO縁日2012 (6/2・3) ・ 大阪打ち水大作戦(7/20)
- ・ ECOフェスティバル ガラージセール・イン・OSAKA TOWN(10/13) ・ 御堂筋Kappo(10/14)
- ・ 路上喫煙防止四都市(大阪・京都・神戸・堺)合同街頭啓発キャンペーン(1月予定)
- ・ 日本橋ストリートフェスタ(3月予定)など

○ 広報

- ・ 地下鉄駅構内広報版のポスター掲示
- ・ 地下鉄階段広告(淀屋橋、本町、心斎橋、なんば、梅田、西梅田、東梅田)など

○ ポスター等作成枚数(予定)

- | | |
|-------------|----------|
| ・ ポスター | 5,000枚 |
| ・ ポケットティッシュ | 537,000個 |
| ・ のぼり | 800本 |



ECO縁日2012
(24.6.2・3 大阪市立環境学習センター)

ECOフェスティバル ガラージセール・イン・OSAKA TOWN
(24.10.13 大阪城公園 太陽の広場)

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年4月～平成24年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
1	淡路本町商店街振興組合	4月～3月	街頭で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
2	小松南商店会	4月7月9月12月	街頭で啓発活動(のぼり掲出・ちらし・ティッシュ配布)
3	上新庄南商店会	4月～3月 月1回	清掃活動と合わせて啓発活動(のぼり掲出)
4	西淡路商店会	4月～3月	街路灯にのぼり設置・街頭・店頭等で啓発活動(ティッシュ配布)
5	東淡路商店街振興組合	4月～3月	清掃活動と合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
6	神津社会福祉協議会	月1回程度	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
7	西中島地域社会福祉協議会	月1回程度 合計10回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
8	大阪ターミナルビル株式会社	4～3月 計20回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
9	株式会社阪急阪神百貨店	11～3月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
10	天神橋筋商店連合会	通年	啓発テープ放送 ポスター掲出
		7月1回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
11	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	月2回	清掃活動
		12月1回	ゆめまちロードと合同で街頭啓発活動
12	せんば心齋橋筋協同組合	4～3月	毎月第2火曜日に清掃活動
		5・12月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
13	心齋橋筋北商店街振興組合	6～3月 計7回	街頭で啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
14	心齋橋筋商店街振興組合	月2～4回 計38回	毎週月曜日清掃活動・街頭で啓発活動

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年4月～平成24年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
15	戎橋筋商店街振興組合	4～3月 計25回	ミナミ4商店街又はミナミ歓楽街環境浄化推進協議会が防犯・街内マナー向上など合同パトロール実施
16	法善寺こいさん通り商店会	7月 計2回	各店舗(50店)の店頭に啓発ティッシュを設置・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
17	南地中筋商店街振興組合	毎月2回 計18回	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
18	難波センター街商店街振興組合	4・2月	各店舗で啓発活動(ちらし・ティッシュ配布)
		5・8・1月	精華盆踊り大会・宝恵駕行列・商店街イベントなどで啓発活動(ティッシュ(及びちらし)配布)
		通年	掲示板等にポスター掲出
19	なんば南海通商店会	4～3月	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
20	千日前道具屋筋商店街振興組合	4～12月	各店舗レジ前に啓発ティッシュを設置・商店街中央に巨大バナー設置
		6・10・11月 計5回	道具屋筋まつり・ミナミベンチャーウィークでのぼり設置、街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
21	大阪ビジネスパーク開発協議会	通年	バナー掲出・敷地内喫煙所削減
		月1回又は週1回	月1回又は週1回清掃活動
		6月 1回	環境月間クリーン&マナーアップキャンペーンを実施(ティッシュ配布)
22	なんさん通り商店会	4～3月	商店街一斉清掃デーに合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
23	NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	毎月 第4金曜日	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
24	TACL(タックル)	毎月 第4火曜日	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
25	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	4～3月	毎週土曜日喫煙設備を中心に清掃活動・毎月第2土曜日はエリア全域を清掃活動
		1月 1回	新成人にマナー指導

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年4月～平成24年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
26	此花区まちづくり会議	毎月第1日曜日	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
27	大阪南料飲観光協会	7・10月 計2回	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
28	道頓堀商店会	4～3月 計12回	放置自転車の整理と合同で啓発活動(ティッシュ配布)
29	宗右衛門町商店街振興組合	4～3月	清掃活動
30	道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会	月2回 計23回	掲示板にポスター掲出・清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
31	長堀21世紀計画の会	月1回 計3回 雨天中止	街頭で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
32	久左衛門町まちづくり協議会	4～3月 計10回	かたづけ隊等のパトロール実施(ちらし等配布)
33	クリーン韃(韃連合振興町会)	4・9・11月 計3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
34	三泉商店街振興組合	5・7・11・3月 計4回	アルミ缶回収イベントと同時に街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
35	大阪南部たばこ商業協同組合	4～3月 11回	清掃活動
36	日本橋筋商店街振興組合	8・3月	台湾漫画博・日本橋ストリートフェスタで啓発活動(ごみ袋・ティッシュ配布)
		1月	新春メガセールキャンペーンで啓発活動(ティッシュ等配布)
37	生野たばこ会	4～3月 計10回	大池橋交差点周辺で清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
38	成育女性会	毎月 計12回	京阪野江駅周辺で清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
39	阪南連合振興町会	4～3月	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
40	長池連合振興町会	4・10月 計2回	西田辺交差点を中心とした清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
41	駒川駅前商店街振興組合	通年	ポスター・ステッカー掲出
		12月 計1回	田辺大根祭開催時に啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
42	長吉中央商店街振興組合	5～3月 計6回	商店街各種イベント開催時に啓発活動(ちらし・ティッシュ配布)

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年4月～平成24年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～60)

	団体名	時期	活動内容
43	豊崎東地域ネットワーク委員会 きららII	4～3月 計10回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
44	野田阪神本通商店会	4～3月	ポスター・のぼり掲出
		12月 1回	啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
45	吉野コミュニティセンター	4～3月	ポスター・のぼり掲出
		12月 1回	啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
46	西たばこ会	4～3月	ポスター掲出・啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
47	八幡屋商店街振興組合	4～3月	ポスター掲出・啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
48	通天閣本通商店会	4～3月	ステッカー掲出・清掃活動・イベント開催時に啓発活動(ティッシュ配布)
49	柏里本通商店街振興組合	4～3月	ポスター・のぼり掲出
		12月 1回	啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
50	新大阪アメニティ・ソサエティ	4～3月	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
51	一般社団法人 大阪市新大阪人権協会	4～3月	市民交流センターひがしよどがわ周辺で啓発活動(ポスター掲出、ティッシュ配布)・清掃活動
52	大成社会福祉協議会	4・5・6・9・11月 計5回	清掃活動及び街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
53	今里社会福祉協議会	4～12月 計8回	清掃活動及び街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
54	神路社会福祉協議会	4～3月 計7回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 2日間	神路ふれあい夏祭りで啓発活動(うちわ・ティッシュ配布)
55	深江社会福祉協議会	4～3月 計8回	新深江駅前で啓発活動(ティッシュ配布)
56	片江連合町会	4～3月 計10回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年4月～平成24年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～60)

	団体名	時期	活動内容
57	旭通り商店会	10月 1回	店頭で啓発活動((ティッシュ配布)
58	新森商店会	9月 1回	フェスティバルで啓発活動((ティッシュ配布)
59	駒川オレンジ通り商店会	10月 1回	街頭と店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
60	弘治地域まちづくり研究会	10月 3月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	地域お花見会で啓発活動

「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度の活動報告について

平成23年12月～平成24年3月(平成23年度 参加団体 NO. 61～70)

	団体名	時期	活動内容
61	北梅田地区まちづくり協議会	通年	ポスター掲出
		2月 1回	街頭で啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
62	「学生の街 相川」マナー向上委員会。	12～3月 計4回	マナー向上キャンペーンで啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ・ちらし配布)
63	大阪市鶴見区商店会連盟	通年	のぼり・ポスター掲出・店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
64	城北商店街、赤川商店会、赤三商業会	通年	ポスター・ステッカー掲出・店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
65	今市商店街振興組合	通年	ポスター掲出・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
66	天王寺たばこ会	通年	ポスター・ステッカー掲出・店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
67	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター	1～3月 計7回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
68	加賀屋商業協同組合	12月 1回	歳末大売り出し会中に啓発活動(ティッシュ配布)
69	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	12月 1回	「歳末抽選会」開催時に啓発活動(ティッシュ配布)
70	ゆめまちロードOSAKAあべの	通年	ポスター掲出

平成23年度中に更新対象となる 平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」
参加団体の更新状況について(17団体)

	団体名
26	此花区まちづくり会議
27	大阪南料飲観光協会
28	道頓堀商店会
29	宗右衛門町商店街振興組合
30	道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会
31	長堀21世紀計画の会
32	久左衛門町まちづくり協議会
33	クリーン靱(靱連合振興町会)
34	三泉商店街振興組合

	団体名
35	大阪南部たばこ商業協同組合
36	日本橋筋商店街振興組合
37	生野たばこ会
38	成育女性会
39	阪南連合振興町会
40	長池連合振興町会
41	駒川駅前商店街振興組合
42	長吉中央商店街振興組合

「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動団体新規募集の通年化について(案)

平成20年度～平成23年度(現行)

- 6月～7月 募集(年1回)
- 8月～9月 大阪市の調査
- 10月頃 委員会で意見聴取
- 11月頃 活動団体の決定・協定の締結
- 12月頃 活動団体と大阪市の協働した取り組みの開始



平成24年度から

通年募集

- 応募団体に対して大阪市による調査(応募時～)
- 直近の委員会で意見聴取
- 活動団体の決定・協定の締結
- 活動団体と大阪市の協働した取り組みの開始

例えば、4月15日に団体Aから応募があった場合

4月15日～ 団体Aに対して大阪市調査



6月 団体Aについて委員会で意見聴取



7月 団体Aを活動団体に決定・協定の締結



8月 団体Aと大阪市の協働した取り組みの開始

<参考>

大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

平成24年12月20日現在(敬称略)

役職	氏名	職業等	位置付け
委員長	鬼追 明夫	弁護士	学識経験者(弁護士)
委員長代理	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授	学識経験者(行政法・環境法)
委員	佐竹 義久	大阪市PTA協議会 会長	市民代表
委員	上島 佳之	大阪南部たばこ商業協同組合 理事長	事業者(たばこ関係)
委員	吉田 豊	大阪商工会議所 地域振興部長	大阪市の区域内の公共的団体等の代表者(経済団体)
委員	田中 晃代	近畿大学総合社会学部総合社会学科 講師	学識経験者(市民参加・まちづくり)
委員	吉村 八重子	大阪市地域女性団体協議会 会長	市民代表

大阪市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう。

2 この条例において「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く。）をいう。

3 この条例において「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

4 この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定)

第5条 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、時間を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するときは、そ

の旨（第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。）並びにその地区及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。

(委員会)

第8条 第5条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定又は第6条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更若しくは解除について、市長の諮問に応じて調査審議するため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員会は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第9条 第7条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(路上喫煙禁止地区標識等の設置)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙禁止地区である旨を表示した標識及び当該路上喫煙禁止地区の区域図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定等の告示)

第4条 条例第5条第4項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 路上喫煙禁止地区を指定する場合 次に掲げる事項

- ア 指定する路上喫煙禁止地区の名称
- イ 指定する路上喫煙禁止地区の区域
- ウ 時間を限って指定する場合にあっては、指定する時間
- エ 指定年月日

(2) 路上喫煙禁止地区の指定を変更する場合 次に掲げる事項

- ア 路上喫煙禁止地区の名称
- イ 変更の内容
- ウ 変更年月日

(3) 路上喫煙禁止地区の指定を解除する場合 次に掲げる事項

- ア 解除する路上喫煙禁止地区の名称
- イ 解除年月日

(路上喫煙防止指導員)

第5条 条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、警察官であった者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、第1号様式による路上喫煙防止指導員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、第2号様式による告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに第3号様式による弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第4号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第2号様式から第4号様式までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

〈様式添付省略〉

大阪市路上喫煙対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）第8条第6項の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱

(制度の目的)

第1条 この制度は、道路、広場、公園その他の公共の場所において市民・事業者が自主的に路上喫煙の防止活動に取組み、その活動に本市が支援及び協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 本制度の対象となる団体は、前条に定める目的に賛同する市民・事業者の団体（以下「活動団体」という。）で、活動者数が10名以上の団体とする。

(活動区域)

第3条 活動団体の活動する区域は、当該活動団体が本制度に申し込みをする際に申告した区域のうち市長が認めた区域とする。

2 活動団体が、申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること
- (2) 通行者、利用者が多い区域であること
- (3) 区域が明確であること
- (4) 活動団体が所在または頻繁に利用する区域であること
- (5) 活動団体の活動に対して、当該区域周辺の市民・事業者の理解が得られること

(活動内容)

第4条 活動団体は、路上喫煙の防止を目的とした活動、及び路上喫煙の防止と関連した、安心、安全で快適なまちづくりに関する自主的な活動に取組むものとする。

(市の支援及び協働)

第5条 本市は、活動団体に対し、必要に応じ次に掲げる支援及び協働を行うものとする。

- (1) 活動に必要な啓発物品の作成及び提供
- (2) 活動区域や取組みの内容を標示する看板等の標示物の作成及び提供
- (3) 活動団体が本制度に基づく活動を行う場合の職員の派遣
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

(申込み)

第6条 本制度の趣旨に賛同し、本制度による活動を行おうとする活動団体は、所定の申込書（第1号様式）により市長に申込みを行うものとする。

(協定)

第7条 市長は、前条に基づく申込みがあった場合は、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会の意見を聴いたうえで、その内容が制度目的に適合すると認められるときは、当該活動団体と協定書（第2号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の規定に基づき取り交わした協定書は、協定書を取り交わした日から2年後の年度の末日まで有効とする。

(協定内容の変更)

第8条 活動団体と市長は、協定書の有効期間内に、協定書の内容を変更する必要が生じた場合、相互に協議を行うものとする。

2 活動団体と市長は、協定書の内容の変更について協議を行い、合意に至った場合は、協定内容変更確認書（第3号様式）を取り交わし、協定書の内容を変更するものとする。

(活動報告)

第9条 活動団体は、毎年4月末日までに活動状況報告書（第4号様式）により市長に前年度の活動内容について報告をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

〈様式添付省略〉

(2) 諮問「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について

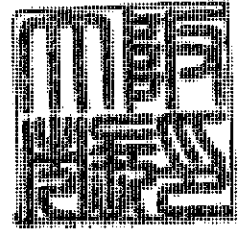
○諮問書（写）	1
○1. これまでの審議経過等について	3
2. 現在の状況について	
(1) 「市民の声」に寄せられた内容	10
(2) 他都市の状況	12
○今後の予定（案）	16

写

大環境事第464号
平成24年12月21日

大阪市路上喫煙対策委員会
委員長 鬼追 明夫 様

大阪市長 橋下 徹



路上喫煙禁止地区にかかる考え方について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第8条第1項及び第2項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

(説 明)

大阪市では、路上での喫煙は、副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷、火の不始末による火災、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されていることから、市民の皆様が安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境を確保することを目的として、市内の道路や公園などの公共の場所では、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないように努める義務を課す『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』を平成19年4月1日に施行しました。

平成19年10月1日からは、同条例に基づき御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者には1,000円の過料を科しております。

また、平成20年度からは、全市的な取り組みとして、市民、事業者団体の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を開始し、市内全域で70団体（平成24年12月1日現在）が路上喫煙防止活動に取り組まれています。

路上喫煙の問題は、基本的に喫煙者のマナー、モラルの問題であることから、マナー、モラル意識の向上を図るべく、本市では、「路上喫煙禁止地区」と「たばこ市民マナー向上エリア制度」の取り組みにより、総合的な観点から路上喫煙対策を推進しておりますが、喫煙マナーに対する市民意識は一層高まっております。

現在の「路上喫煙禁止地区」は、大阪を代表する地域で啓発効果・PR効果の高い地域であることなどから指定しておりますが、路上喫煙禁止地区の拡大を求める市民の声も多く寄せられ、また全国的にも「路上喫煙禁止地区」の取り組みが広がっており、「路上喫煙禁止地区」を拡大する都市もあります。

つきましては、本市において「路上喫煙禁止地区」の拡大をはじめ、路上喫煙対策を一層推進させていくための考え方について、審議をお願いするものです。

1. これまでの審議経過等について

- 平成 19 年 4 月 1 日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成 19 年 4 月 25 日 『路上喫煙対策委員会』設置
- 平成 19 年 4 月 25 日 諮問「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について
(資料①)
- 平成 19 年 6 月 28 日 中間答申①「路上喫煙禁止地区」の指定について
(資料②)
- 平成 19 年 7 月 4 日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成 19 年 9 月 5 日 中間答申②「喫煙設備のあり方について」(資料③)
- 平成 19 年 10 月 1 日 「路上喫煙禁止地区」における
過料(1000円)徴収開始
- 平成 19 年 12 月 11 日 最終答申「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について
(資料④)
- 平成 20 年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防
止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働
し、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適
なまちづくりを進める全国初の取り組み

平成19年4月25日諮問「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について(概要)

1 「路上喫煙禁止地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第1項で「市長は、路上喫煙による被害が特に発生する恐れがあると認められる区域を「路上喫煙禁止地区」として指定することができる」と定めており、第3項で、「路上喫煙禁止地区」を指定しようとするときは、あらかじめ「大阪市路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとする。と規定を設けています。

「路上喫煙禁止地区」選定にあたっては、未然防止といった観点から、通行者数や路上喫煙率などのデータを参考とするとともに、全国的に知名度の高い地域であることやPR効果、一般的な抑止効果といった要素も勘案して総合的に判断する必要があると考えています。このような理由から、「路上喫煙禁止地区」の指定について審議をお願いします。

2 喫煙設備のあり方について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第2条第2項において、「道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く」と除外規定を設けており、道路管理者等が許可した灰皿のある場所においては条例の対象外になります。

条例の趣旨・目的は、市民等が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境を確保することで、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、ルールを守って喫煙することを促すことであり、喫煙の自由や嗜好を否定したり、一律に禁止するものではありません。本条例の実行性の確保のためには喫煙される方々のご理解・ご協力にかかっていることから、喫煙場所の確保について、条例の趣旨・目的に沿うような場所、設置費用、維持管理など様々な課題について、審議をお願いします。

3 「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨からも、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本とすべきであり、喫煙する自由や嗜好を強く制限することとなる「路上喫煙禁止地区」の指定は一部の地域に限定すべきであると考えています。

一方で、罰則を伴う「禁止地区」とは別に、路上喫煙により他人に迷惑や被害を与えることなどが想定される場所などで、子どもの安全の観点などを含めた重点的な取り組みが必要であると認識しています。

そのため、地域の市民、事業者及び団体等が主体的に路上喫煙マナーやモラルの向上に取り組む地域を「(仮称)重点啓発推進地区」に指定し、行政と協働した取り組みを実施することにより、一層の普及啓発効果を得たいと考えております。

こうした理由から、「(仮称)重点啓発推進地区」について諮問し、審議をお願いします。

大阪市路上喫煙対策委員会

平成 19 年 6 月 28 日 中間答申①(「路上喫煙禁止地区」の指定について)概要

1. 「路上喫煙禁止地区」選定の考え方

- ① 「周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域」
- ② 「通行者数が比較的多い地域」を指定の要件とすべき
- ③ 「大阪を代表する地域」で、啓発効果・PR効果の高い地域
- ④ 「明確性を確保できる地域」市民等による「禁止地区」の識別が容易で、過料徴収時の無用なトラブルを回避できる地域

2. 「御堂筋」「大阪市役所・中央公会堂周辺」の選定の考え方

大阪市が平成 18 年度に実施した路上喫煙実態調査から、「危険性」(路上喫煙率)及び「通行量」のデータを使用した。

- ・「危険性」について、上位 5 地点中 3 地点が「御堂筋」沿いにある。
- ・「通行量」について、上位 5 地点中 2 地点も「御堂筋」沿いにある。
- ・「御堂筋」は、大阪を代表するメインストリートで知名度が高く PR 効果が期待できる。
- ・比較的規制範囲が明確である。
- ・「御堂筋」に接する「大阪市役所・中央公会堂周辺」も、要件に当てはまるほか、市役所の率先垂範の観点から、「禁止地区」に指定するべきである。

3. 留意点・課題

- ・今後、必要性により新たな地区選定や、路上喫煙の被害が顕著に減少した際には禁止地区の解除の可能性も考えておくべきである。
- ・本条例の実効性の確保は、全市域での路上喫煙のモラルの向上、良好な喫煙マナーの定着にある。御堂筋を指定することによる全市域への PR、抑止効果が重要であり、別途諮問された「(仮称)重点啓発推進地区」の指定による相乗効果も期待する。
- ・条例の趣旨・目的の周知徹底と条例の規制内容を広く周知することは、この条例の実効性を確保する上で必要不可欠であり、市民、事業者等はもとより、大阪市以外からのビジターに対する周知の徹底が重要な施策課題である。
- ・検討課題として、「路上喫煙対策に関係する条例を施行している自治体との連携」「大阪市空き缶等の投げ捨てる防止に関する条例(ポイ捨て防止条例)」との整合性を持たせての普及啓発等の実施」の 2 点をあげておきたい。

大阪市路上喫煙対策委員会

平成19年9月5日中間答申②(「喫煙設備のあり方について」)概要

1 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方

- ① 効果的な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。
- ② 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

2 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件

- ① 迷惑や危険の最小化
人通りの多いところから十分距離をとるなど、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが低い場所を選定する必要がある。
- ② 場所の広さとわかりやすさ
路上喫煙マナー、モラル向上のための啓発、PR効果をもつ、非喫煙者にも受け入れられる分煙マナーのシンボル、いわば広告塔のような役割を担うことが望ましい。
啓発効果の観点からは、多くの人が認知しやすい場所、わかりやすい場所にあることが望まれる。
- ③ 法的条件のクリア
道路や交通等にかかる法規制をクリアしなければならない。

3 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点

- ① パネルなどで煙の浮流を最小限にとどめること。
- ② たばこが燻らないように水を張るなど工夫すること。
- ③ 喫煙設備周囲の喫煙可能区域を明確にするため路面に表示を行うこと。
- ④ 啓発パネルなど路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと。
- ⑤ 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫し景観に留意した設備とすること。
- ⑥ 維持管理・清掃を適切に行うこと。

4 その他

- ① 「喫煙設備」の設置数について
上記2の条件を満たす候補地は、「禁止地区」においてそう多くないと思われる。啓発・PR施設でもある側面を考え合わせると、3ヵ所以内(ただし、あくまで適地がある限りにおいて)で足りると考える。
- ② 設置後の評価、周囲への影響への対応
設置後も、喫煙設備が有効に機能しているか評価する必要がある。
将来、迷惑や危険が解消されるに至った時は撤去するべきである。

大阪市路上喫煙対策委員会

平成19年12月11日 最終答申（「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について）概要

はじめに

路上喫煙の問題は、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、そうした取り組みを、大人のみならず子どものことも念頭において、総合的に推進すべきものと考えている。

市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持った運動として推進、発展させることが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて一般的なマナーやモラルの向上、ひいては主体的なまちづくりの活動へとつながっていくことを期待する。

1 「推進地区」について

(1) 根拠規定

- ・ 第3条 本市は、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施する
- ・ 第4条 市民等は、自ら路上喫煙しないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 「推進地区」と「禁止地区」について

- ・ 「禁止地区」の取り組みは行政による規制が主たる要素であるのに対して、「推進地区」における取り組みの主体は、市民や事業者、あるいはその団体と考えるべきである。
- ・ できる限り規制は最小限に止めながら、市民や事業者の自主的な取り組みにより条例の実効性が確保できればのぞましいと考える。

(3) 地域団体、委員会での意見

- ・ 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性をいかしたものにす。
- ・ 「推進地区」と「禁止地区」は、独立したコンセプトとして運用されるべき
- ・ 地域の主体性を中心に据えて、行政は、協働の相方、パートナーであるという位置づけが必要。地域が主体であるので、その特性に配慮する

(4) 活動団体の認定についての考え方

- ・ 団体は、地域に密着した団体（単一の団体またはそれらの連合体）であることが原則
- ・ 認定すべき団体が、すでに地域でまちづくりやまちの美化活動、その他マ

ナーやモラルの向上に関する活動等に自主的に取り組んでいる団体であれば、当該団体の実効力に信頼がおけることからより望ましい。

(5) 「推進地区」のエリアについての考え方

- ・ 「推進地区」は、「規制」の要素が少ないので、地域が明確であるならば、所有者の同意を得たうえで、私有地も含む「面」も含めて認定することも有効である。
- ・ また、下記のような考慮要素を斟酌していることが望ましい。
 - ① 路上喫煙率が高い（喫煙による迷惑の度合いが大きい）こと
 - ② 通行者数が多いこと
 - ③ 取り組む地域が明確であること
 - ④ 活動団体が所在または頻繁に利用する地域であること
 - ⑤ 当該地域周辺での抑止効果・PR効果が得られること

(6) 行政の関与について

- ・ 行政は、団体の「自主性」「市民運動」の要素を重視し、取り組みのパートナーとして対応すべきである
- ・ 啓発物品、ポスター、リーフレットの提供、「推進地区」の標示物の作成、また、必要に応じ、啓発活動時などに職員を派遣して協働すること

2 「活動団体」と「推進地区」の認定に関する具体事項

(1) 「活動団体」と「推進地区」認定のプロセス

- ・ まず当初（20年度）は、公募に応じた団体とその活動地域から本制度にふさわしいものを数カ所選定し、これらの地域における取り組みの内容を検証して効果を見極めた上で、全市に拡大していくことが望ましい。

(2) 名称について

- ・ 路上喫煙防止の取り組みを実施する団体が、同じ地域においてその他のマナーアップによる環境改善やまちづくりの取り組みを進めることは大変望ましいことである。一方、路上喫煙対策を前提として行政が支援する地域の名称を選定するにあたっては、次のようなルールで選定することとしてはどうか。
 - ① 喫煙マナーの向上につながる表現は必ず使用する（「たばこ」、「路上喫煙」、「迷惑たばこ防止」等）
 - ② ①に加えて、喫煙以外のマナーの向上にもつながる表現も取り入れる（例：「市民マナー向上エリア」）
 - ③ 地域名称なども団体の選択で付加できることとする。
 - 例「たばこ市民マナー向上エリア」
 - 「迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア〇〇商店街」

(3) 認定の手続き

- ・ 「推進地区」認定の際には、あらかじめ本答申や実験的取り組みに基づき、応募団体への認定基準を策定し、これに基づき審査すべきである。また、当委員会の意見を聴いた上で、市において決定する方法を提案したい。

3 留意点

- ① 当委員会は「禁止地区」における「行政主導の罰則（過料）」と、「推進地区」における「市民、事業者の自主的な取り組みと行政の協働」を、メイン、サブの関係に位置づけるのではなく、それぞれ重要な取り組みとして推進することにより、両者の相乗効果によって、路上喫煙対策の実効が上げられるものと考えている。
- ② これまでの大阪市のポイ捨て対策にかかる施策は、ポイ捨てされたごみの清掃の面では一定の効果があったが、今後、路上喫煙対策とも関連付け、ポイ捨ての未然防止のためのマナー、モラルの向上のための取り組みを進めていくことが、ポイ捨て対策にとっても有効であると考えます。「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」に基づく施策の現時点での実効性を検証する時期ではないか。とりわけ、「まち美化パートナー」制度は、地域における市民団体や企業による主体的なまち美化の取り組みを推進する施策であり、本答申の「推進地区」との制度のあり様の関係を整理・検討する必要があると考えます。

2. 現在の状況について

(1) 「市民の声」に寄せられた内容 ※重複意見あり

「路上喫煙禁止地区」の拡大を求める「市民の声」

(要望) 禁止地区拡大、又は、取り締まりの強化

平成19年度(10～11月受付分)	64.1%	(25/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	82.9%	(92/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	76.6%	(72/94件)

(要望) 現在の禁止地区における啓発・取り締まりの強化

平成19年度(10～11月受付分)	23.1%	(9/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	9.0%	(10/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	8.5%	(8/94件)

「路上喫煙禁止地区」の拡大を求める理由

(苦情) 喫煙マナーの悪さ(吸殻のポイ捨てなど)

平成19年度(10～11月受付分)	17.9%	(7/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	42.3%	(47/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	42.6%	(40/94件)

(苦情) 受動喫煙・他人への健康被害

平成19年度(10～11月受付分)	17.9%	(7/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	36.9%	(41/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	36.2%	(34/94件)

(苦情) 他人へのたばこの火の危険(火傷・服靴等の焼け焦げ)

平成19年度(10～11月受付分)	12.8%	(5/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	12.6%	(14/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	14.9%	(14/94件)

(苦情) 火のついたたばこのポイ捨てによる火災の恐れ

平成19年度(10～11月受付分)	0%	(0/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	0%	(0/111件)
平成24年度(4～11月受付分)	5.3%	(5/94件)

禁止を希望する場所

(要望) 禁止又は規制の強化指定場所

平成19年度(10~11月)		平成23年度(4~3月)		平成24年度(4~11月)	
①市内全域・指定なし	15.4%	①市内全域・指定なし	35.1%	①市内全域・指定なし	46.8%
②駅周辺(指定含む)	7.7%	②駅周辺(指定含む)	29.7%	②駅周辺(指定含む)	14.9%
②特定の区内全域	7.7%	③御堂筋周辺道路	11.7%	③特定の区内全域	4.3%
②御堂筋周辺道路	7.7%	④特定の区内全域	8.1%	④繁華街・商店街	3.2%
②繁華街・商店街	7.7%	⑤繁華街・商店街	6.3%	⑤通学路	2.1%

喫煙場所・灰皿の増設を求める「市民の声」

(要望) 喫煙場所・灰皿を設置、又は、増設すべき

(禁止地区)

平成19年度(10~11月受付分)	2.6%	(1/39件)
平成23年度(4~3月受付分)	3.6%	(4/111件)
平成24年度(4~11月受付分)	0%	(0/94件)

(禁止地区以外)

平成19年度(10~11月受付分)	0%	(0/39件)
平成23年度(4~3月受付分)	0.9%	(1/111件)
平成24年度(4~11月受付分)	3.2%	(3/94件)

(2) 他都市の状況

「路上喫煙禁止地区」の取り組みが全国的に広がっている。

- ・ 政令指定都市 20 市（大阪市含む）のうち、
 - 路上喫煙防止にかかる条例が施行されている。 19 市
 - 条例の中で罰則が定められている。 18 市
 - 罰則が適用される「禁止地区」が指定されている。 16 市

過料徴収 開始年度	都 市 名				
平成15年度	広島市				
平成17年度	札幌市				
平成18年度	川崎市	名古屋市			
平成19年度	さいたま市	静岡市	大阪市		
平成20年度	新潟市	京都市	神戸市	北九州市	熊本市
平成21年度	横浜市				
平成23年度	千葉市	堺市			
未実施	福岡市				

「路上喫煙禁止地区」を拡大している自治体がある。

- ・ 禁止地区を指定している都市 16 市（大阪市含む）のうち、
過料徴収開始後、禁止地区を拡大した経過がある。 9 市

期 間	過料徴収開始後 拡大した都市名		2回拡大した都市名 (1回目から2回目の期間)		
	1年未満	静岡市※	広島市		
1年以上	横浜市※	北九州市	静岡市	横浜市	京都市
2年以上	新潟市	京都市※			
3年以上	神戸市				
4年以上	さいたま市	川崎市			

※印は2回以上拡大

ただし、静岡市は3回目の予定あり（2回目から3.5年後）

「路上喫煙禁止地区」の設定箇所数

- ・ 禁止地区を指定している都市16市（大阪市含む）のうち、
複数箇所を設定している。 12市

箇所数	都 市 名				
	「面」の形状			「線」の形状	
1	札幌市	広島市		堺市	大阪市
2	神戸市	北九州市	福岡市		
3	新潟市	京都市		熊本市	
4	千葉市	名古屋市			
5				静岡市	
6	川崎市	横浜市			
7	さいたま市				

路上喫煙防止条例にかかる他都市状況

平成24年8月現在

都市名	条例名	禁止地区					禁止地区拡大の経過
		過料徴収開始日	過料額	箇所数	形状	H23 徴収件数	
1. 札幌市	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例	平成17年10月1日	1,000	1	面	154	—
2. さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	平成19年6月1日	2,000	7	面	過料徴収実績なし ※指導に従わない場合適用	H23年6月(3→7箇所)
3. 千葉市	千葉市路上喫煙の防止に関する条例 ↓ 千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	平成23年7月1日	2,000	4	面	2,130	H17年6月(1→3箇所) H23年3月(3→4箇所)
4. 川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	平成18年10月1日	2,000	6	面	過料徴収実績なし ※指導に従わない場合適用	H22年12月(5→6箇所)
5. 横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	平成20年1月21日	2,000	6	面	2,094	H21年3月(3→5箇所) H22年3月(5→6箇所)
6. 新潟市	新潟市ポイ捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例	平成21年1月19日	1,000	3	面	85	H23年5月(2→3箇所)
7. 静岡市	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例	平成19年4月1日	2,000	5	線	過料徴収実績なし ※指導に従わない場合適用	H19年11月(2→3箇所) H21年4月(3→5箇所) H24年10月予定(5→6箇所)
8. 名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	平成18年7月1日	2,000	4	面	2,301	—
9. 京都市	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例	平成20年6月1日	1,000	3	面	5,638	H22.7月 範囲拡大 H24.2月「京都駅周辺」・「清水・祇園周辺」2箇所拡大
10. 堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例	平成23年4月1日	1,000	1	線	571	—

都市名	条例名	禁止地区					禁止地区拡大の経過
		過料徴収開始日	過料額	箇所数	形状	H23 徴収件数	
11. 神戸市	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	平成20年7月1日	1,000	2	面	1,847	H23.10月「六甲駅周辺地区」追加指定
12. 広島市	広島市ばい捨て等の防止に関する条例	平成16年1月1日	1,000	1	面	153	H16.12月範囲拡大
13. 北九州市	北九州市公共の場所における喫煙防止に関する条例	平成21年3月25日	1,000	2	面	875	H22.4月「小倉」範囲拡大 H22.4月「黒崎」追加指定
14. 熊本市	熊本市路上喫煙及びばい捨ての禁止等に関する条例	平成20年4月1日	1,000	3	線	過料徴収実績なし ※指導に従わない場合適用	—
15. 大阪市	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	平成19年10月1日	1,000	1	線	6,255	—

※以下の5都市については、条例が制定されていない、若しくは、過料徴収を行っていません。

16. 仙台市	なし	—	—	—	—	—	—
17. 相模原市	相模原市路上喫煙の防止に関する条例	平成25年4月1日 予定	2,000	—	—	—	—
18. 浜松市	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例	—	—	—	—	—	—
19. 岡山市	岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例	条例で過料徴収の規定はあるが、実徴収していない	1,000	—	—	—	—
20. 福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	条例で過料徴収の規定はあるが、実徴収していない	2万円以下	2	面	—	H20.7月「天神・大名地区」 「博多駅周辺地区」拡大

今後の予定（案）

平成 24 年 12 月 21 日

諮問「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」

平成 24 年 12 月～平成 25 年 5 月

審議（3～5回）

- 禁止地区での取り組み
 - ・他都市との比較
 - ・大阪市の過料徴収状況分析
- たばこ市民マナー向上エリアの路上喫煙状況
- 関係者の意見
- 答申案の検討

平成 25 年 5～6 月頃

答申